

## 誓約書

年 月 日

岡山市長 様

誓約者

住 所 〔法人にあつては主たる 事務所の所在地〕	〒
ふりがな	
氏 名 〔法人にあつては商号又は 名称及び代表者の氏名〕	
電 話 番 号	( ) —

登録申請者、その役員及び法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）第33条の4第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

《岡山市屋外広告物条例第33条の4第1項より抜粋》

（登録の拒否）

第33条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第33条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第33条の11第1項の規定又は法第9条の規定により定められた岡山県若しくは倉敷市の条例に基づき登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第33条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第33条の11第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者
- (3) 第33条の11第1項の規定又は法第9条の規定により定められた岡山県若しくは倉敷市の条例に基づき営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第33条の2第1項第2号の営業所ごとに第35条第1項に規定する者を選任していない者